

若狭町みさき漁村体験施設「みさきち」 利用に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、若狭町みさき漁村体験施設「みさきち」管理運営規程（以下「管理運営規程」という）第 9 条に定める、若狭町みさき漁村体験施設「みさきち」（以下「みさき体験施設」という）の利用に関し、必要な事項を定めるものである。

（利用時間帯）

第 2 条 みさき体験施設の利用時間帯は、次のとおりとする。ただし施設長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（1）施設を利用する場合、8 時 30 分から 22 時までとする。利用者は各利用時間帯を選択することができる。

（2）宿泊利用の場合、宿泊室へのチェックインは、宿泊当日の 15 時から翌日の 10 時までとする。キャンプ利用の場合、申込後管理者と協議の上決定することとする。

2 特別の事情により、前項の使用時間以外で利用を希望する場合は、希望する使用時間及びその理由を記載し施設長の許可を得なければならない。

（使用の禁止）

第 3 条 みさき体験施設は、次の各号に掲げる期日については、原則として利用を休止する。

（1） 12 月 28 日から翌年の 1 月 6 日まで

（2） 施設管理責任者が管理上必要と認めた日

（利用責任者）

第 4 条 みさき体験施設を利用する場合には、利用する者の中から、利用責任者を定めなくてはならない。

2 利用責任者は、利用する団体に所属する構成員を指導監督し、利用規約を遵守するように努める義務を負う。

（使用の申請）

第 5 条 みさき体験施設の利用を希望する場合は、定められた利用申請書を施設管理責任者に申請するものとする。

2 利用申請については、原則として使用開始日の 14 日前までに施設管理責任者へ申請すること。

(申請の変更申し出)

第 6 条 利用責任者は、利用内容に変更が生じた場合、直ちに管理責任者に申し出なければならない。

(利用料金)

第 7 条 みさき体験施設を利用する場合、別表「若狭町みさき漁村体験施設 料金表」に定める利用料金を納付しなくてはならない。

2 利用料金は、使用開始の 3 日前までに所定の口座に前納するものとする。

3 既納の利用料金は、原則として返還しない。ただし、管理運営規程第 8 条に該当する場合には、その全部又は一部を返還する。ただし、返還の際に生じる振込手数料は、利用申請者負担とする。

(利用料金の減免)

第 8 条 みさき体験施設を利用するにあたり、利用料金の減免を希望する場合は、管理運営規程第 7 条に定めるとおりとし、減免申請書を施設管理責任者に申請し承認を得なければならない。

(他の利用者への影響に関する特例)

第 9 条 利用内容が、他の利用者への施設利用サービスに影響があると予想される場合、施設管理者と協議の上、その範囲の施設について利用申請書を提出しなければならない。

(目的外使用及び転貸の禁止)

第 10 条 使用者は、使用目的以外の目的に使用し又は他に転貸してはならない。

(利用の停止)

第 11 条 施設長は、次の各号に掲げる場合には、利用を停止し又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用者が施設利用に際し、法令に反する行為又は社会通念を逸脱する行為をおこなっていることが確認された場合
- (2) 利用者が提出した利用申請に虚偽の記載があった場合
- (3) 施設管理責任者が、利用者の安全管理上、必要と認めた場合

(施設の防火及び保全)

第12条 利用者は、施設設備及び備品等の防火及び保全に努めなければならない。

(損害の賠償)

第13条 利用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備又は備品等を損壊、汚損または滅失した時には、速やかにその旨を施設管理責任者に届けるとともに、その損害を弁償しなくてはならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、みさき体験施設の利用等に関し必要な事項は施設管理責任者が別に定める。

(規程の改定)

第15条 この規程は、指定管理者である学校法人金井学園理事長の承認を以て改定することができる。ただし、改定にあたっては、若狭町並びに西浦地域づくり協議会との協議をおこない、同意を得る必要がある。